

溶接技能者評価試験における新型コロナウイルス対策の見直しのお知らせ

当協会では溶接技能者評価試験に関しましては、協会業務全般の「感染防止のためのガイドライン」に加え、溶接技能者評価試験実施のための独自の「感染防止のためのガイドライン」を2020年6月に制定し、以降本ガイドラインを遵守して評価試験を実施してきました。2023年5月8日以降政府が新型コロナウイルスの感染法上の分類を5類に移行することに伴い、本ガイドラインの見直しを行いました。見直し後の概要は以下の通りです。

①受験の際のマスク着用※、手指の消毒について

マスクの着用については政府の方針に従い、受験者の方については着用を任意（推奨事項）とします。これは、当協会としては来場時及び会場内ではマスクの着用を願いますが、それに応じるかは受験者の方の任意という意味です。ただし、当協会の関係者は、当面の間マスクの着用を行う予定です。

手指の消毒についてもマスクの着用と同様に任意（推奨事項）とします。受付など適所への消毒液の設置は当面の間実施しますので、ご活用ください。

ただし、試験会場の団体（公的機関や工場を所有している企業など）からマスクの着用依頼や手指の消毒の励行の依頼などがあった場合はアナウンスさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

※ここで記載しているマスクとは新型コロナウイルスの感染対策用のマスク（不織布マスク、ガーゼマスクなど）を指しています。溶接時に着用する防じんマスクについてはこれまで通りの使用をお願い致します。

②コロナウイルス感染時または感染予防のための受験日の変更や返金対応について

これまで、コロナウイルスに感染した場合、または感染を予防する目的であれば、皆様からの申出書により、当初申し込んでいた受験の日程変更や受験申込を取り消したうえでの返金を特例的に実施しておりました。今後は従来のインフルエンザなどと同様に、申出書のみでは受験日の変更や返金の対応をしないこととします。当協会の通常の規定に従い、医師が発行した診断書が提出された場合は日程変更または返金を承ります（PCR検査の結果証明書や療養証明書は対象外です）。

③健康状態申告書の提出について

これまで、受験に際して皆さんの詳細な健康状態の確認と新型コロナウイルスの感染防止対策遵守の宣誓を兼ねた書類を提出頂いておりました。今後は健康状態の申告について内容を一部緩和した申告書を、記載いただき提出頂くこととなりました。お手数おかけしますが、今後ともご協力よろしく願いいたします。

なお、上記ガイドラインは5月8日以降実施の試験から適用致します。

政府が新型コロナウイルスの感染法上の分類を5類に移行する日を5月8日から延期、または中止などした場合には別途当協会ホームページにて連絡させていただきます。

以上